乗合タクシー実証運行の延長について

■これまでの経過

日程	内容
令和4年7月	実証運行を開始(道路運送法第21条の許可)
11月	停留所の追加(医療機関及び阪急バスへの乗継場所を追加)
令和5年4月	・停留所の変更(国民健康保険診療所の移転のため)
	• 予約時間の変更(当日予約を可能に)
	・6 月末までの実証運行期間を令和 5 年 10 月末まで延長

■実証運行の延長及び今後について

路線バス妙見口能勢線の見直しを令和6年4月実施予定であるため、令和6年3月末まで実 証運行期間を延長する予定です。

令和6年4月の妙見口能勢線の見直し実施に合わせて、東地域の交通空白地解消と東地域と西地域間の町内移動拡充を図るため、能勢町乗合タクシーの運行区域を東地域への拡大の実施とともに本格運行開始を目指します。

【令和6年4月から】

(令和6年4月実施の公共交通再編イメージ)



: 令和6年(2024年)4月から運行区域が拡大する地区